

寒川町選挙管理委員会告示第 2 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項により準用される第 3 9 条の規定により、令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、次のとおり定める。

建物の名称	所 在 地	設 置 期 間
寒川町民センター展示室	寒川町宮山 1 6 5 番地	1 0 月 1 6 日から 1 0 月 3 0 日まで

令和 6 年 1 0 月 1 0 日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光